



島根県報

令和4年6月30日(木)

号外第71号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

(人 事 課) 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県事務決裁規則の一部を改正する規則（規則第65号）

1 規則の概要

- (1) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の施行に伴う規定の整備
- (2) 建築基準法の改正に伴う規定の整備

2 施行期日

令和4年7月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、公布の日から施行することとした。

規

則

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年6月30日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第65号

島根県事務決裁規則の一部を改正する規則

島根県事務決裁規則（昭和45年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第5支庁及び農林水産振興センターの項第6号事務の種類の欄中「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）」を「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）」に改め、同号地方機関の長専決事項の欄を次のように改める。

- (1) 法第19条第5項の規定により、環境負荷低減事業活動実施計画を認定すること。
- (2) 法第20条第1項の規定により、環境負荷低減事業活動実施計画の変更を認定すること。
- (3) 法第20条第2項の規定により、環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出を受理すること。
- (4) 法第20条第3項の規定により、認定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を取り消すこと。
- (5) 法第21条第5項の規定により、特定環境負荷低減事業活動実施計画を認定すること。
- (6) 法第22条第1項の規定により、特定環境負荷低減事業活動実施計画の変更を認定すること。
- (7) 法第22条第2項の規定により、特定環境負荷低減事業活動実施計画の軽微な変更の届出を受理すること。
- (8) 法第22条第3項の規定により、認定特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を取り消すこと。
- (9) 法第46条第1項の規定により、認定農林漁業者に対し、認定計画の実施状況の報告を求めること。

別表第5支庁及び県土整備事務所の項第14号地方機関の長専決事項の欄の(16)中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同欄中(17)を(18)とし、(16)の次に次のように加える。

- (17) 法第87条の3第6項の規定により、建築物の用途を変更して興行場等としての使用を許可すること。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。ただし、別表第5支庁及び県土整備事務所の項第14号の改正規定は、公布の日から施行する。